

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年11月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月30日から同年9月1日まで
② 平成10年10月21日から同年11月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成10年4月30日から同年9月1日までの期間及び同年10月21日から同年11月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

平成10年4月30日から同年11月21日までの期間、継続して勤務していたのは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が平成10年6月18日、離職日が同年11年20日である旨の回答が得られたことから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

また、申立人から提出された預金通帳により、申立人が平成10年10月分及び同年11月分の給与の支払いを受けていることが確認できる上、当該支払額は、申立人のA社における標準報酬月額17万円を基に試算した手取額とほぼ一致する。

さらに、申立期間前後にA社に勤務した同僚のうち、個別の同意が得られた二人について雇用保険の加入記録を調査したところ、一人については、記録を確認することができなかったものの、他の一人については、離職日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日であることが判明した。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成10年9月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚14人に照会したところ、7人から回答が得られ、そのうちの2人から、同社では、入社後3か月ないし5か月程度の期間は、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

また、上記回答が得られた同僚のうち、3人については、自身が証言する勤務開始時期より被保険者資格取得日が1か月ないし4か月程度遅いことが確認できることから、A社においては、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

さらに、A社の事業主、事業主の妻及び申立期間の事務担当者からは具体的な証言は得られなかったものの、同社の顧問社会保険労務士から、同社においては、入社後数か月間は、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思われる旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 36 年 4 月 20 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 4 月 20 日の前後 2 年以内に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性のうち 12 人が脱退手当金の受給権を有していたところ、そのうち 6 人に脱退手当金を受給した記録が確認できるが、うち 4 人は通算年金通則法施行前の支給であり、通算年金通則法施行後の支給は申立人を含め 2 人のみであることに加え、申立人に係る脱退手当金の支給日が同社における被保険者資格喪失日から約 11 か月後であることから判断すると、同社においては、通算年金通則法施行後、従業員の退職時に事業主が個別の委任に基づかずに代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、脱退手当金支給前の昭和 36 年 7 月 1 日にA社において被保険者資格を再取得し、同年 12 月 25 日に資格喪失した記録が存在し、当該期間は申立期間と同一の厚生年金手帳記号番号により管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間になっていることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和37年8月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月1日から33年1月1日まで
② 昭和37年8月10日から38年2月16日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②について、加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和32年3月に大学を卒業し、C社に入社後、同年8月にA社に移籍し、申立期間①中は、同社D支店に勤務していた。

また、申立期間②中、A社から同社の系列会社であるE社に出向し、A社の社員として、E社に勤務していた。

両申立期間中、勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人のA社における雇用保険の加入時期は、昭和32年9月2日から61年6月30日までの期間である旨の回答が得られた。

また、申立期間にE社において経理事務を担当していた者一人のほか、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人から、申立人が、昭和37年8月にA社からE社に出向し、申立期間中、同社に勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、上記経理事務担当者から、A社からE社に出向してきた者に係る給与の支給、社会保険の手続、保険料控除等の事務処理については、出向元であるA社において行われていた旨の証言が得られたことから、申立期間に同社において人事を担当していた者に照会したところ、申立人は正社員であった旨のほか、出向者を含む正社員全員が厚生年金保険に加入し

ていた旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、申立期間以後、E社に勤務しているが、当該期間中、申立人はA社における厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、E社に勤務し、A社における厚生年金被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の承継会社であるF社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、C社からA社に移籍し、同社D支店に勤務していたと主張しているところ、申立人と同時期に、C社に入社し、その後、A社に移籍した者二人から、移籍について、C社の倒産に伴い、A社がC社の従業員を引き受けたことによるものである旨の証言が得られた。

また、上記回答の得られた者二人から、申立期間は試用期間であった旨のほか、申立期間中、厚生年金保険には未加入であった旨の証言が得られ、事実、そのうちの一人から提出された給料明細書（昭和32年9月分）によれば、社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、C社は、昭和35年6月に、事業所を閉鎖しているほか、存命中で連絡先が判明した当時の取締役に照会したものの、申立人が勤務していたことを記憶していないとしており、申立期間当時の状況について、確認することができない。

加えて、F社に照会したところ、申立期間の資料は既に処分しており、当時の状況等については不明である旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月21日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和61年4月21日から同年5月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和61年5月分の給与明細書により、申立期間にA社に勤務していたことのほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における被保険者資格の取得日は昭和43年7月25日、喪失日は44年7月12日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月25日から44年7月12日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和43年7月25日から44年7月12日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

企業年金連合会から送付されてきた「老齢年金裁定請求書」では、B厚生年金基金に加入している旨の記載がある。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された企業年金連合会送付の「老齢年金裁定請求書」により、申立人が、昭和43年7月から44年7月までの12月、B厚生年金基金に加入していたことが確認できる。

また、B厚生年金基金に照会したところ、申立期間において、申立人が、A社に勤務し、同基金に加入していた旨の回答が得られた。

さらに、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」により、申立人が、昭和43年7月25日から44年7月12日までの期間、厚生年金基金加入員資格を有していたことが確認できる。

加えて、B厚生年金基金から、申立期間における厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行われていたと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が昭和43年7月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年7月12日に被保険者資格を喪失した

旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」に記載されている額から、4万2,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年7月までの期間及び62年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月から61年7月まで
② 昭和62年3月から同年8月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和60年9月から61年7月までの期間及び62年3月から同年8月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

昭和60年9月に、A市区町村役場（現在は、B市区町村役場）において、同行した父と一緒に国民年金の加入手続きを行い、その後、自分で保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、平成元年6月と考えられ、この時点では、申立期間①及び申立期間②の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の所持する年金手帳によると、平成元年4月16日に資格取得する以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間において、申立人は、国民年金被保険者資格を有していなかったため、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立人の父と一緒に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の父は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1060 (事案 106 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年12月までの国民年金保険料及び40年1月から52年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から49年12月まで
② 昭和40年1月から52年1月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和40年1月から49年12月までの国民年金保険料及び40年1月から52年1月までの付加保険料が未納とされていた。

25歳になる昭和43年ごろにA市区町村役場(現在は、B市区町村役場)に行き、国民年金の加入手続を行った。20歳の時点である5年前までさかのぼって保険料の納付を希望したが、5年は無理だが3年ならさかのぼれ、また、付加保険料と併せて納付すれば、20歳から納めた場合と同じ年金支給額になると言われたので、付加保険料と併せて3年分の保険料を納付し、その後も付加保険料分を含めた保険料を継続して納付していた。

このため、申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号及び申立人の付加保険料の申出年月日から、昭和52年2月14日と考えられ、この時点で、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てに係る当委員会の決定に納得できないと主張するが、これは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで

私が20歳の時、私の代わりに母が、A市区町村役場に行き、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、国民年金手帳と納付書を渡されたが、1万円しか持ち合わせていなかったため、平成2年5月の国民年金保険料のみを納付し、後日、兄の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、平成2年5月ころ、A市町村役場において国民年金の加入手続を行い、同時に1か月分の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人の母が納付したと主張する2年5月の保険料は、申立人が4年2月17日に厚生年金保険へ加入したことにより重複納付となった保険料（1か月分）が、2年5月の保険料として充当（収納年月日：平成4年5月28日）されたものであることが確認できることから、申立人の主張には矛盾がある。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、平成3年6月6日以降と考えられ、事実、同年6月13日に同年4月から同年6月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立内容には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料について、申立人の母は、申立人の兄の保険料と一緒に納付したと主張しているが、申立人の兄の納付記録についても、平成4年2月以前は保険料が未納となっている。

加えて、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から33年4月1日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、昭和35年12月14日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は申立期間後に加入した共済組合から退職一時金を受給したことを認めているが、共済組合からの年金給付が受けられなくなることを知りつつ、一時金の受給を選択したことを踏まえると、当時、厚生年金保険の給付に対する意識があったとは考え難く、申立期間の厚生年金保険については既に脱退手当金として支給されていたものとするのが自然である。

さらに、A社における脱退手当金の支給記録がある同僚のうち、連絡先の判明した3人に照会したところ、2人から回答があり、そのうちの1人から、脱退手当金の説明が行われていた旨のほか、社会保険事務所（当時）に出向き、自身で脱退手当金の受給を行った旨の証言が得られた。

このほか、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても申立期間に係る脱

退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 12 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、無い旨の回答が得られた。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚5人に照会したところ、2人から回答が得られたが、申立人についての記憶は無く、そのうちの1人から、同社は人の出入りが激しく、社会保険の加入については事業主が独断で決めていた旨のほか、当時は給与の遅配もあり、会社の経営状況は思わしくなかった旨の証言が得られた。

さらに、オンライン記録では、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人の加入記録が無いほか、自身よりも先に勤務していたとする残り一人の資格取得日が、申立期間より後の昭和 63 年 2 月 22 日であることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間にA社に勤務していた従業員は、15人ないし16人であったとしているところ、同社に係る被保険者名簿により、申立期間に同社において被保険者資格を有していた者は9人であったことが確認できることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、A社の申立期間の事業主は、連絡先が不明であるため、照会する

ことができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 973 (事案 684 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日まで
② 昭和 50 年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日まで

前回、第三者委員会に申立てをしたA社に勤務していた昭和 47 年 3 月 2 日から 50 年 2 月 1 日までの期間及び同年 2 月 16 日から同年 4 月 1 日までの期間並びにB社に勤務していた同年 9 月 1 日から 51 年 1 月 20 日までの期間について、第三者委員会から記録を訂正できない旨の回答を受けた。双方の会社とも、夫は給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①及び②については、雇用保険の記録及び取締役の証言から、申立人が勤務していたことは認められるが、i) 事業所側に関連資料が保存されていない上、ほかの同僚の具体的な証言も無いこと、ii) 同社の作業所所長の記録も、入社後 3 年程度経過後に被保険者資格を取得していること、iii) 申立期間②中に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることなどから、また、B社に係る申立期間③については、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が勤務していたことは認められるが、i) 同僚から、申立期間③当時、会社に社会保険の制度は無く、保険料控除も無かった旨の証言が得られたこと、ii) オンライン記録上も同名及び類似の事業所が適用事業所として見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の妻は、新たな資料として、昭和 58 年当時の市区町村県民税、国保税及び国民年金保険料の領収書等並びに申立期間③当時の日付が写し込まれた写真を提出しているが、各申立期間における保険料控除をうかがわせるものは無いことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 16 日から 39 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、
A社に勤務していた期間のうち、昭和 38 年 7 月 16 日から 39 年 12 月 1
日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 61 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、事業主はすでに他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務状況等について照会することができない。

また、申立期間にA社に勤務していた同僚 11 人に照会したところ、6 人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る勤務について具体的な証言は得られず、そのうち、申立人と資格喪失日が同日の 2 人から、自身の資格喪失日は間違いなく、資格喪失日以後、同社には勤務していなかった旨の証言が得られた。

さらに、労働局に照会したところ、申立期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 55 年 4 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A市区町村にあったB社(現在は、C社)に勤務していた昭和54年8月から55年4月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

この期間には、医療機関に通院していた際に、B社から渡された健康保険証を使用しており、また、給料から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間中の昭和54年10月26日にB社において被保険者資格を取得し、55年4月28日に離職していることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、B社は、昭和55年5月15日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げている同僚及びB社が適用事業所に該当した日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡先が判明した10人に照会したところ、回答が得られた2人のうち、申立期間以前から申立人と同一の勤務地に勤務していた1人から、昭和50年代半ばまで、同社は適用事業所ではなかったため、自身は国民年金に加入していたとしているほか、同社が適用事業所に該当するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 976 (事案 29 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 19 日から 63 年 10 月 1 日まで
A 社に勤務していた昭和 58 年 2 月 10 日から 63 年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。

しかし、当該期間中、A 社に勤務していたことは間違いないのに、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得がいかない。

前回の申立てに係る調査及び審議は不十分であると考えられることから、改めて、昭和 57 年 12 月 19 日から 63 年 10 月 1 日までの期間を申立期間として申し立てするので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の昭和 58 年 2 月 10 日から 63 年 10 月 1 日までの期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立期間の大部分において、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなかったこと、申立期間当時の関連資料等が無く、同僚等からの証言も得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 22 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

労働局に照会したところ、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録について、B 社 (A 社の前身) における資格取得日が昭和 61 年 5 月 1 日、離職日が 62 年 8 月 31 日となっている旨のほか、A 社における資格取得日が同年 9 月 1 日、離職日が平成 2 年 7 月 20 日である旨の回答が得られたことから、申立期間の一部において、申立人が B 社及び A 社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間に B 社及び A 社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚 8 人に照会したところ、5 人から回答が得られ、そのうちの 1 人から、自身の給与は月給であったが、申立人の給与は時給であった

旨のほか、申立人はパートとして勤務していた旨の証言が得られた。

また、申立期間の社会保険事務担当者に照会したところ、申立人は、60歳を過ぎてから雇用され（申立人の60歳到達月は、昭和58年*月）、パート社員として勤務していたとしており、申立人の給与からは、厚生年金保険料を控除していなかった旨の回答が得られたほか、60歳以上の者については、雇用保険には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させない取扱いであった旨の回答が得られ、事実、60歳到達日又は到達月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が二人いることが確認できる。

さらに、申立期間におけるA社の事業主は、連絡先が不明であるため、照会することができない。

加えて、オンライン記録により、B社は、昭和59年4月1日付けで新たに厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月1日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月ごろから 45 年 4 月 1 日まで

A 市区町村 B に本社があった、C 社の下請け会社に勤務していた昭和 44 年 4 月ごろから 45 年 3 月末日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

勤務期間中、自動車を、D 市区町村にあったモータープールから購入者の下へ、配送する仕事をしており、その後、職業訓練校に入校できたことから、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 6 月 18 日から 45 年 2 月 7 日までの期間、E 社（現在は、F 社）における雇用保険の加入記録が確認できることから、同期間において、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、F 社に照会したところ、申立期間の資料は社屋移転の際に処分しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況等については不明であるとの回答が得られた。

また、申立人は、同僚の名前、雇用形態、健康保険証の受領の有無等、申立期間の状況についての記憶が定かで無く、当時の事情が不明である。

さらに、申立期間に係る E 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考え難い上、申立期間中、同社において新規に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に連番で払い出されている厚生年金保険被保険者番号にも欠番が無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 8 日から 45 年 2 月 3 日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社(現在は、B社)及びC社D営業所に勤務していた申立期間について、昭和 45 年 9 月 18 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

C社D営業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の最終事業所である同事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和 45 年 9 月 18 日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C社D営業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人以外に「脱」の表示がある者は一人であり、その一人についてもオンライン記録により脱退手当金の支給記録があることが確認できる。

さらに、申立人は、調査途上に、脱退手当金を自身で請求し、受領したとしている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。